

林業・木材産業経営安定化対策事業（新規）

【2,000百万円】

対策のポイント

林業者・木材産業者が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、(独)農林漁業信用基金の保証枠の拡大を図るとともに無担保無保証人保証を創設します。

<背景/課題>

- ・住宅着工戸数の減少などにより木材需要が低迷する中で、林業者・木材産業者は年度末に向けて決算を迎えることなどから、資金繰りが一層厳しくなることが予想され、資金調達に必要な担保を有しない場合や保証人を立てられない場合には、事業の継続が困難になるおそれがあります。
- ・林業者・木材産業者の経営の安定化を図り、雇用を確保するためには、利用しやすい無担保無保証人保証等を行うことにより資金調達を支援する必要があります。

政策目標

林業者・木材産業者の円滑な資金調達のためのセーフティネットの充実

<内容>

林業者・木材産業者の資金調達の円滑化

林業者・木材産業者が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう、(独)農林漁業信用基金に対して出資を行い、新たに無担保無保証人保証(限度額:1,250万円)の創設や保証枠の拡大(100億円)を行います。

(1) 1者当たりの無担保の限度額:(別枠)8,000万円

うち無担保無保証人 1,250万円

(2)保証期間:運転資金 最大10年

設備資金 最大15年

(3)保証引受期間:平成23年3月末まで

補助率:定額

事業実施主体:(独)農林漁業信用基金

(お問い合わせ先:林野庁企画課 (03-3502-8037(直)))